

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 うじ安心館空調機器改修工事
(2) 工事場所 宇治市宇治下居13番地の2
(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 5階建て
建築面積 1,691.03㎡
延床面積 6,659.00㎡

・工事概要

空調機器改修工事 一式
GHP室外機7台及び室内機65台
EHP室外機4台及び室内機5台
上記に伴う建築工事 一式
上記に伴う電気設備工事 一式
上記に伴う撤去及び処分 一式

(4) 工 種 管工事

- (5) 工事期間 契約日から令和3年2月26日まで 261日間

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。
(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書

- ② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

- ② 配布期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年4月30日 午後2時まで

- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年4月30日 午後2時まで

- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果

を通知する。

- ① 審査結果は、令和2年5月19日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
② 提出された確認申請書等に返却しない。
③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年6月3日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番 号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年5月20日 午後2時まで

(4) 回答

回答については、令和2年5月26日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和2年6月2日 午前9時から午後6時まで

令和2年6月3日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和2年6月4日 午後1時30分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行っ

た者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、71,984,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、58,419,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が 部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電 話 番 号 0774-20-8716

FAX 番 号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第22号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、令和2年度における高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種について次のとおり公告します。

令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

- 対象者 接種日に次のいずれかに該当する宇治市民
 - ①当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上になる者
 - ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- *上記の対象者の中でも、過去に肺炎球菌ワクチン予防接種（23価肺炎球菌^{肺炎}莢膜ポリサッカライドワクチン）を受けたことのある者は対象外
- 接種回数 1回
- 実施期間 令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで
- 接種場所 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関
- 接種方法 個別接種
- 費 用 2,500円
- ※生活保護世帯、市民税非課税世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は、本人の申請により一部負担金免除制度があります。
- 注意事項 事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

宇治市

高齢者用肺炎球菌予防接種協力医療機関

	医療機関名	住所	電話	接種医師名
六地蔵	小田部小児科内科医院	六地蔵町並 32	32-6205	小田部榮助・小田部修
	上口医院	六地蔵町並 42	38-2128	上口美知子
	じんのクリニック	六地蔵町並 39	31-1122	神野君夫・高田千紗
	中村医院	六地蔵町並 38-22	31-5237	中村斉
	ほそだ内科クリニック	六地蔵奈良町 74-1	38-2211	細田正則
	米田医院	六地蔵町並 11	33-4737	米田元穂（米田貴亮）
	六地蔵総合病院	六地蔵奈良町 9	33-1717	原島裕・安河内靖・馬場武彦・濱田拓男 宮本達也・大田瑛子・杉田誠・立花俊治 金章夫・神内隆宏・清谷哲也
木幡	大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354	大石嘉啓・大石博・大石嘉恭
	大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306	大石明人・大石律子
	こう内科クリニック	木幡西浦 35	32-1457	黄明宇・荒川昌昭
	小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455	小山正彦・小山栄子
	中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559	中西源和
平尾台	小児科いしはらクリニック	平尾台 4-5-2	38-1617	石原由理・濱中佳奈
	かどさか内科クリニック	平尾台 4-3-2	31-1077	門阪庄三
五ヶ庄	今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189	今井義仁
	中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477	中田哲雄
	橋本整形外科	五ヶ庄新開 7-5	31-4511	橋本秀輝
	藤井おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新開 11-29-18	33-2828	藤井礼・中嶋弥恵・山本千城
	宇治病院	五ヶ庄芝ノ東 54-2	32-6000	藤田正俊・李鍾大・平岡勇二・大井長和安 東勝宏・梶野弘毅・窪田康信・佐藤啓 林紗葵
	宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割 32-1	32-8111	平岡克己・中嶋弥恵・岡崎信也・坂田大介 高松敏子・鶴留秀晃・樋川毅・沢井真樹 岡正悟・菅野辰生・三木秀樹・赤澤祐貴 竹田明子・金田麻美
	京都府立洛南病院	五ヶ庄広岡谷 2	32-5900	山下俊幸
菟道	いしだ医院	菟道田中 32-6	20-7711	石田勝也
	上田診療所	菟道平町 17	22-7586	上田通章
	大石三室戸医院	菟道荒嶺 28-3	24-0306	大石律子・大石明人
	土井内科	菟道荒嶺 1-54	24-1885	土井邦紘・土井孝浩
	原田内科医院	菟道丸山 38-11	23-5839	原田秀歳
	原田医院	菟道東隼上り 5-38	33-3411	原田秀歳
明星町	いかだ医院	明星町 2-9-83	23-1736	筏明子

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
白川	京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895	松田和郎
	不動園診療所	白川東山 15	28-4555	大石博・服部武司
宇治	宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166	宇田憲司・宇田裕子
	京都認知症総合センタークリニック	宇治里尻 36-35	25-1110	川崎照晃
	スワ診療所	宇治野神 1-86	22-5068	諏訪隆雄
	田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253	田中秀明
	服部医院	宇治壺番 68	22-1111	服部武司
	ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 ツガビル	22-3341	広川慶裕
	古川整形外科医院	宇治壺番 10-8 ベルメゾンF	20-5575	古川泰三
	べっぷ内科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024	別府浩毅
	増井医院	宇治妙楽 39	21-2063	増井明
	村澤医院	宇治壺番 134-1 荒川ビル	21-1731	村澤賢一
	やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974	山本卓哉
	宇治武田病院	宇治里尻 36-26	25-2500	小屋美津彦・藤山千里・船津順子・宮嶋敬 霜澤真・林秀樹・戸田晋・白樫義知 三宅あかり・高橋英雄・小田良之輔・金郁喆 清水長司・齋藤令馬・河合生馬・吉田敦彦 本田雄二・松林景子・三宅正幸・和田公平 張京・寺田央・川村博・石田博万 前田健志・河本知栄・仲裕美子・菊地顕増 南輝俊・岡部春海・松井美詠子・田伏洋治 齋藤八郎・槌田圭一郎・溝田陽子・増井明 山下貞雄
	都倉病院	宇治山本 27	22-4521	都倉隆・伊藤恵一・中山昇・寺崎充洋
神明	おかもとクリニック	神明石塚 54-18	45-4110	栗原正喜・西岡克章
	とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5148	戸田裕之
南陵町	南陵藤井内科	南陵町 2-1-278	77-8370	藤井崇知
羽拍子町	こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240	小泉修一
	中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500	中村直樹
琵琶台	関医院	琵琶台 1-3-3	20-0012	関浩
広野町	あづま整形・形成外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101	吾妻隆久・吾妻幸一良
	高橋内科医院	広野町一里山 34-2	44-0644	高橋権也・高橋優三
	竹中内科医院	広野町西裏 99	41-6259	竹中正純
	徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952	徳岡武夫
	なかうち泌尿器科クリニック	広野町西裏 87 サ・ガ・デン・コミュニケーションD棟2階	45-5600	中内博夫
	村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835	村山祐一郎
伊勢田町	浅妻医院	伊勢田町名木 3-1-30	44-0888	浅妻典子・中村右子
	おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013	小柳津治樹
	こうのクリニック	伊勢田町名木 2-1-181	66-1180	河野徳之
	広田医院	伊勢田町中山 60-1	43-0218	広田勝彦

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
大久保町	あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	河本一成・西田修・上赤賢司 池野文昭・富岡裕彦・平松まき
	上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山21-1	43-4181	吉岡うた子
	小山内科医院	大久保町北ノ山24-1	46-3211	小山邦彦
	芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山51-55	43-3388	芝野忠寿
	まつだ在宅クリニック	大久保町旦棕 11-8-201	46-8039	松田かがみ・芦田慈子・吉田啓介
	中村病院	大久保町平盛 91-8	44-8111	中村清稲
横島町	いわしげ内科クリニック	横島町中川原 154-1	22-7883	岩重淳司
	中山医院	横島町南落合 38-3	23-8010	中山紳
	宇治徳洲会病院	横島町石橋 145	20-1111	増田道彦・丸山立憲・竹田彬一・仲井理 末吉敦・牧野茂・竹田智浩・徳山良之 斉藤昌彦・高田秀一・西脇洗一・山本義久 重松陽介・長船崇・小林豊・三瀬圭一 奥村謙一・新井学・金児潔・田中俊樹 牧原浩・村井望・河邊公志・日並淳介 久保田良浩・平井英基・松岡俊三・竹本隆博 大山和恵・荻野英治・自閑昌彦・城嵩晶 安田光徳・長澤眞由美・岡田晃一・下松谷匠 關岡敏夫・舩田一哲・栗國仁志・篠塚淳 正田智也・山西正芳・三木健児・林英夫 高岸智子・仲原英人・濱岡建城・伊東真哉 中井健太郎・寺本道雄・西角元一・猪谷克彦
小倉町	今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522	今林丈士・今林誠次
	植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111	植田英嗣
	岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755	岡田勝弘
	笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523	柏谷亘
	完岡医院	小倉町西畑 41-21	21-2507	完岡市雄・大和俊夫・小泉欣也・柴田正俊
	高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513	高嶋一博
	たなか医院	小倉町神楽田 16	66-2994	田中慎一郎
	西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511	西尾敏弘
	二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101	二宮宏
	鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255	鉢嶺顕・鉢嶺泰司
	松田整形外科医院	小倉町神楽田 38-13	21-4628	松田泰正
	宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934	宮本正司・寺崎充洋・寺崎敦子
	山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331	山村祐嗣
	宇治川病院	小倉町老ノ木 31	22-1335	森田琢也・坂口秀仁・森康治 佐々木弘真・山口勝通・青山雅博 村上裕亜

宇治市公告第23号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により公告し、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

1 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定を行った対象区域の位置

宇治市大久保町旦椋38番地の1から4まで、38番地の7から9まで、45番地の2、50番地の6から9まで、50番地の11から19まで、56番地の2、65番地の4、65番地の6から8まで、72番地の2、73番地の2、74番地の4、76番地の3、76番地の6から10まで、131番地の8から12まで、131番地の14、131番地の16、138番地の3、139番地の2、139番地の6、139番地の8、141番地の2、142番地の1、142番地の3、142番地の5、142番地の7、143番地の4、143番地の6及び143番地の8

2 縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和2年4月27日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和2年4月28日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所501会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 専決事項の報告について
 - 5 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について
 - 6 宇治市教育委員会文書等管理規程の一部を改正する規程の報告について
 - 7 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱及び委嘱について

(揭示済)

公 平 委 員 会

宇治市公平委員会告示第1号

令和2年4月15日付け下記職員団体の登録申請は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定に適合することを認め、令和2年4月22日に登録したから、職員団体の登録に関する規則（昭和43年公平委員会規則第1号）第11条の規定に基づ

き告示する。

令和2年4月22日

宇治市公平委員会

記

職員団体名 宇治市消費生活相談員労働組合

(揭示済)

宇治市公平委員会告示第2号

令和2年4月21日付け下記職員団体の登録申請は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定に適合することを認め、令和2年4月22日に登録したから、職員団体の登録に関する規則（昭和43年公平委員会規則第1号）第11条の規定に基づき告示する。

令和2年4月22日

宇治市公平委員会

記

職員団体名 宇治市環境囑託職員労働組合

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第14号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項の変更の届出がありましたので公告します。

令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

指定番号	変更前	変更後
第237号	株式会社大和設備工業	株式会社DAIWA

宇治市上下水道事業公告第15号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年4月22日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

指定番号 第476号 株式会社ツボサカ
指定番号 第477号 株式会社ユーサーブ

